

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R5.10)						新条文(R6.10)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
1	1	1	18	4	3	4.再生資源利用計画	1	1	1	18	4	3	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正		
							1	1	1	18	5	1	5.受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。				条文の追加
1	1	1	18	5	3	5.再生資源利用促進計画	1	1	1	18	6	3	6.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正		
							1	1	1	18	7	1	7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				条文の追加
							1	1	1	18	8	1	8.建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。				条文の追加
							1	1	1	18	9	1	9.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。				条文の追加
1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正		
1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定に伴う		
1	1	1	32	14	1	14.通行許可等	1	1	1	32	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定に伴う		
1	1	1	34	1	14	(10)健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	12	(10)健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	17	(13)出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	15	(13)出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	19	(15)道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	1	1	1	34	1	17	(15)道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	20	(16)道路運送法(令和2年6月改正 法律第36号)	1	1	1	34	1	18	(16)道路運送法(令和5年4月改正 法律第18号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	26	(22)港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)	1	1	1	34	1	24	(22)港湾法(令和4年11月改正 法律第87号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	44	(40)電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	42	(40)電気事業法(令和5年6月改正 法律第44号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	45	(41)消防法(令和3年5月改正 法律第36号)	1	1	1	34	1	43	(41)消防法(令和5年6月改正 法律第58号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	47	(43)建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	45	(43)建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	67	(63)厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	65	(63)厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	72	(68)所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	70	(68)所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)					諸法令の改定に伴う
1	1	1	34	1	74	(70)船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	72	(70)船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)					諸法令の改定に伴う

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R5.10)							新条文 (R6.10)							改定理由																																										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文																																								
1	1	1	34	1	76	(72)	電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	1	1	1	34	1	74	(72)	電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	諸法令の改定に伴う																																								
1	1	1	34	1	79	(75)	農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	1	1	1	34	1	77	(75)	農薬取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定に伴う																																								
1	1	1	34	1	80	(76)	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	78	(76)	毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定に伴う																																								
1	1	1	34	1	84	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	1	1	1	34	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)	諸法令の改定に伴う																																								
1	1	1	34	1	85	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定に伴う																																								
1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」[2017年制定](土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)」(土木学会、2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																																								
1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定](2018年3月)	1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定](2023年9月)	発行に伴う修正																																								
1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定](2018年3月)	1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定](2023年3月)	発行に伴う修正																																								
1	3	5	4	2	9		表3-2 計量値の許容差 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	1	3	5	4	2	9		表3-2 計量値の許容差 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準類の改定に伴う																
材料の種類	最大値 (%)																																																							
水	1																																																							
セメント	1																																																							
骨材	3																																																							
混和材	2※																																																							
混和剤	3																																																							
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																							
水	1																																																							
セメント	1																																																							
骨材	3																																																							
混和材	2※																																																							
混和剤	3																																																							
1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定に伴う																																								
1	3	6	9	2	1	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。	1	3	6	9	2	1	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。	諸基準類の改定に伴う																																								
1	3	6	9	2	2		なお、中庸熟ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	1	3	6	9	2	2			諸基準類の改定に伴う																																								
1	3	6	9	2	3		表3-3 コンクリートの標準養生期間 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	1	3	6	9	2	3		表3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中庸熟ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	諸基準類の改定に伴う
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																					
15℃以上	5日	7日	3日																																																					
10℃以上	7日	9日	4日																																																					
5℃以上	9日	12日	5日																																																					
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																			
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																			
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																			
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																			
1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)」[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)」[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																																								
1	3	9	2	3	1	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	1	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	諸基準類の改定に伴う																																								
1	3	10	2	1	2	(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2	1	2	(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定に伴う																																								

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R5.10)						新条文(R6.10)						改定理由																																																								
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文																																																				
1	3	10	3	5	3		<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	1	3	10	3	5	3		<p>表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	諸基準類の改定に伴う
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																																		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																																
	10℃	7日	4日	9日																																																																
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																																
	10℃	3日	2日	4日																																																																
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																																
	10℃	7日	4日	9日																																																																
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																																
	10℃	3日	2日	4日																																																																
1	3	12	2	7	1	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議のうえ施工しなければならない。	1	3	12	2	7	1	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う																																																				
1	3	12	2	9	1	(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	1	(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定に伴う																																																				
1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う																																																				
1	3	12	3	2	1	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	1	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う																																																				
1	3	13	3	3	2		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	2		ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表3-2軽量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定に伴う																																																				
2	2	3	1	1	3		JIS A 5308(レディーミストコンクリート)附属書A(レディーミストコンクリート用骨材)	2	2	3	1	1	3		JIS A 5308(レディーミストコンクリート)附属書A(レディーミストコンクリート用骨材)	JIS改正																																																				
2	2	6	1	2	1	2.セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	1	2.セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定に伴う																																																				
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2023吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正																																																				
2	2	6	4	1	1	1.練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミストコンクリート)附属書C(レディーミストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1	1.練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミストコンクリート)附属書C(レディーミストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正																																																				
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定に伴う																																																				
3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示第62号) (令和3年10月)	3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係わる環境基準(令和5年3月13日環境省告示第6号) (令和5年3月)	発行年月の修正																																																				
3	2	2	0	0	31		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	3	2	2	0	0	31		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)	発行に伴う修正																																																				
3	2	2	0	0	48		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定] (2018年10月)	3	2	2	0	0	48		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定] (2023年9月)	発行に伴う修正																																																				
3	2	2	0	0	52		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	3	2	2	0	0	52		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月)	発行年月の修正																																																				
3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない	3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正																																																				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R5.10)						新条文 (R6.10)						改定理由																																			
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文																															
3	2	6	11	6	6		<p>表2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>折触乾燥時間 (23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K6833 1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〕 *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法はJIS K6833-1,2, JIS K6387-1,2などを参考に実施する 〔注2〕 とシート系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による</p>	種 類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					折触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K6833 1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1										削除
種 類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																											
項目																																															
折触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1																																											
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K6833 1,2 *2																																											
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1																																											
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1																																											
3	2	14	2	6	2		<p>図2-6 耳 芝</p>	3	2	14	2	6	2		<p>図2-6 耳 芝</p>	現場実装との整合																															
3	2	17	2	1	2		<p>なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。</p>	3	2	17	2	1	2		<p>なお、薬剤については農薬取締法(令和5年5月改正 法律第36号)に基づくものでなければならない。</p>	諸法令の改定に伴う																															
4	1	2	1	3	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」	4	1	2	1	3	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」	発行年月の修正																															
4	1	3	2	4	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」	4	1	3	2	4	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」	発行年月の修正																															
4	1	3	3	3	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」	4	1	3	3	3	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」	発行年月の修正																															
4	1	3	4	5	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」	4	1	3	4	5	1		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」	発行年月の修正																															
								4	1	5	1	5	1		<p>5. ゴム防眩材の性能試験における試験環境については、ゴム防眩材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。</p> <p>(1) 静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性</p> <p>(2) 静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証</p> <p>(3) 物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性</p> <p>※ゴム防眩材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。</p>	条文の追加																															
4	1	5	1	5	1		5. 防眩材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、 設計図書 の定めによるものとする。	4	1	5	1	6	1		6. 防眩材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、 設計図書 の定めによるものとする。	条文の追加による番号の修正																															
4	3	3	2	17	4	17. 上層路盤	③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。	4	3	3	2	17	4	17. 上層路盤	③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を 標準 として、 敷均 さなければならない。	諸基準類の改定に伴う																															

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R5.10)							新条文 (R6.10)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文	
12	2	6	4	3	0		3. 受注者は、横木の突き合わせ継目部を乱継ぎにしなければならない。									削除	
12	2	6	5	1	0		1. 受注者は主構フレームと底版フレームとの結合に当たっては、主構フレームのネコアングルの背面と底版フレームのアングルの背面が接するようにして、所定の位置への据付け後ボルトで結合しなければならない。										削除
12	2	6	5	2	0		2. 受注者は、壁材の取付けに当たっては、中心部から両側に行うものとし、壁材わく金物の一端を主構ポストのフランジにかみ込ませ、次にエキスパンドメタル中心部を湾曲方向に押しながら、主構ポスト他端のフランジに片方のわく金物をはめ込まなければならない。										削除
12	2	6	5	3	0		3. 受注者は、壁材の取付け完了後、両わく金物のすき間にディスタンシーを入れ、片面より高力六角ボルトを通し、座金は1枚づつわく金物外面に当て、強く締付けなければならない。										削除
12	2	6	5	4	0		4. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締め付けなければならない。										削除
12	2	6	6	1	0		1. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締め付けなければならない。										削除
12	2	6	6	2	0		2. 受注者は、据付けに当たっては、1段ごとに壁材を組立て、中詰め、裏込め及び埋戻しを行いながら順次各段ごとに立ち上げなければならない。										削除
12	2	6	6	3	0		3. 受注者は、中詰め、裏込め及び埋戻しに当たっては、特に材料を指定された場合のほかはできるだけ良質の材料を用いるものとし、特に壁材の周辺部、隅角部は、壁面の凹凸等を生じないよう均等に仕上げなければならない。										削除
12	2	6	7	1	0		1. 受注者は、土のうについては、耐食性及び耐候性を有するものを使用しなければならない。										削除
12	2	6	7	2	0		2. 受注者は、土のうに入れる土砂について、草木、根株その他腐植物及び角の立った石礫等を除かななければならない。										削除
12	2	6	7	3	0		3. 受注者は、小杭を必要とするときは、土のうの中心を貫通して打込まなければならない。										削除
12	2	6	7	4	0		4. 受注者は、土のうの積み上げについては、特に指定されない限り小口を正面とし、背面に土又は栗石等を盛立て、十分締固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。										削除
12	2	7	3	2	2	2. 編柵工	(2)受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように鉄線等で繋結しなければならない。	12	2	7	3	2	2	2. 編柵工	(2)受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で繋結しなければならない。	表現修正	
12	2	7	3	4	0	4. 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工	受注者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工の施工について、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、施工しなければならない。										削除
12	3	3	2	0	1		1. 受注者は、横木、控木の木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11木材の規定によるものとする。	12	3	3	2	0	1	1. 木製治山ダムに使用する木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11木材の規定に適合するものとする。	表現修正		
12	4	3	3	0	1		1. 受注者は、法切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、安定した後に行わなければならない。										削除
12	4	3	3	0	2		2. 受注者は、階段面は、設計図書に基づき、切付けなければならない。原則として水平に切らなければならない。	12	4	3	3	0	1	1. 受注者は、階段面は、設計図書に基づき、原則として水平に階段を切らなければならない。	表現修正		
12	4	4	2	0	1		1. 受注者は、木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11材料の規定によるものとする。	12	4	4	2	0	1	1. 丸太積土留工に使用する木材は、設計図書に記載の規格のものを使用し、品質は、本編1-2-11木材の規定による。	表現修正		
12	4	4	2	0	4		4. 受注者は、萱及び雑草木株の施工については、本章 4-8-1 一般事項の6. 7 規定によるものとする。										削除
12	4	4	3	0	2		2. 受注者は、小杭を必要とするときは、設計図書に基づき施工しなければならない。必ず袋を貫通させるように打たなければならない。	12	4	4	3	0	2	2. 受注者は、小杭を必要とするときは、設計図書に記載の規格のものを使用し、袋の幅の中心に必ず袋を貫通させるように打たなければならない。	表現修正		
								12	4	7	1	0	1	1. 本節は、水路工として、張芝水路工、練石張水路工、植生土のう水路工、鋼製及びコンクリート二次製品水路工、丸太柵及び編柵水路工その他これらに類する工種について定める。	条文の追加		
								12	4	7	1	0	6	6. 受注者は、施工中工事区域内に予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、速やかに監督員に報告しなければならない。	条文の追加		

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R5.10)						新条文(R6.10)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
12	4	8	1	0	6		6. 柵工に用いる杭は、腐朽しがたい所定の品質規格を有する通直なものでなければならない。									削除	
12	4	8	1	0	7		7. 受注者は、萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。										削除
12	4	8	1	0	8		8. 受注者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれ簗等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう保管しなければならない。										削除
								12	4	8	2	0	1		1. 編柵工の施工は、本編 2-7-3 柵工 2. 編柵工の規定による。	条文の追加	
12	4	8	2	0	1		1. 受注者は、編柵工の施工に当たっては、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。										削除
12	4	8	2	0	2		2. 受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。										削除
								12	4	8	3	0	1		1. 木柵及び丸太柵工の施工は、本編 2-7-3 柵工 3. 木柵及び丸太柵工の規定による。	条文の追加	
12	4	8	3	0	1		1. 受注者は、木柵及び丸太工の施工に当たっては、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。										削除
12	4	8	3	0	2		2. 受注者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。										削除
12	4	10	2	0	1		1. 航空実播工は、スラリー方式(粘液状のスラリー材(基材)を散布するもの)と、ベース方式(ベース材を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材(基材)を散布するもの)に区別するものとする。	12	4	10	2	0	1		1. 航空実播工は、スラリー方式(粘液状のスラリー材(種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物)を散布するもの)と、ベース方式(ベース材(種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状またはペレット状にしたもの)を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材(基材)を散布するもの)、空播き方式(肥料、種子)に区別するものとする。	表現修正	
12	4	10	2	0	2		2. 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置しなければならない。	12	4	10	2	0	2		2. 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、またはGPS及び写真等による施工地確認をし、監督員に報告しなければならない。	表現修正	
12	5	2	2	0	1		1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので病虫害や外傷のないものとする。										削除
12	5	2	2	0	2		2. 受注者は、苗木の輸送及び仮植に当たって、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。										削除
12	5	2	2	0	3		3. 受注者は、苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾を得なければならない。										削除
12	5	2	5	0	5		5. 枝払い、伐倒木の整理は、枝条筋置方式(等高線状)又は、枝条残置方式(散布)としなければならない。										削除
12	5	2	5	0	6		6. 地形等の条件から前項の方法が困難な場合には、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。										削除
12	5	2	6	0	1		1. 受注者は、植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。										削除
								13	2	12	1	5	1		5. ゴム防眩材の性能試験における試験環境については、ゴム防眩材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。 (1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性 (2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証 (3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防眩材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。	条文の追加	
13	2	12	1	5	1		5. 防眩材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書のとおりとする。	13	2	12	1	6	1		6. 防眩材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書のとおりとする。	条文の追加による番号の修正	
13	5	3	2	11	4	11. 上層路盤	③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。	13	5	3	2	11	4	11. 上層路盤	③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を標準として、敷均さなければならない。	諸基準類の改定に伴う	